

## 環境審議会における部会設置方法の見直しについて（案）に係る事前意見

No.	項目	意見等	事務局回答	委員名	担当課室
1	(別紙)「福島県環境審議会部会設置要領(案)」第3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部会を構成する委員の任命は、誰がどのような方法で決議されるのでしょうか。委員の任命方法について、もう少し具体的に示していただけると分かり易いかと思います。</li> <li>○ 例えば、審議会で決議するのであれば、「部会は審議会が認めた審議会委員数名(※委員総数の半数未満)で組織するものとする。」等、御検討願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部会を構成する委員につきましては、福島県環境審議会条例第8条第2項において、「部会に属するべき委員は、会長が指名する。」こととしており、これまでも会長が指名しておりました。</li> <li>○ 今後も、事前に会長と事務局との間において、部会を構成する委員を検討し、所属する委員にも事前に御相談するなど、丁寧に調整を行いながら指名させていただきます。</li> </ul>	須佐委員	生活環境総務課